

2004年4月11日（日曜日）

地方からの  
構造改革

# 始まっています 「構造改革特区」

「構造改革特別区域（構造改革特区）」という制度をご存知ですか。  
この制度は、国による全国一律の規制がある中で、一定の地域に限って規制を緩和し、地域独自の自主的な活動を推進するものです。「地方発の構造改革」を進めるため昨年4月にスタートしました。  
今回は、構造改革特区のねらいや、このほど県内で新たに認められた特区の内容を紹介します。

## 求められる規制の緩和

現代社会は、住民の皆さんが快適に安心して暮らしたり、企業が経済活動を行う上で、秩序が守られ、物事がスムーズに進むようにさまざまなルールを国が設けています。例えば、農業を守って行くために農地の取引や利用を厳しく制限したり、宿泊者を火災から守ろうと宿泊施設に一定の消火設備の設置を義務付けるなど、国が一律にさまざまな規制を法令により定めています。

このような規制は、一方では、新しいアイデアを活かして事業を始めたり、他の地域と違った個性ある事業を行ったりすることの支障にもなっています。

地方分権が進み、地域間の競争が進む中で、地域の特色を活かした独自の取り組みを行うためには、地域の実情に合わせた規制の緩和が求められます。

## 構造改革特区の誕生

地方自治体は、地域住民や民間事業者のニーズに合った行政サービスを提供していく必要があります。

そこで、「地方分権」や「地方発の構造改革」を進める見地から、地方自治体などの提案に基づいて、国が全国一律の規制を特定の区域に限って緩和することでビジネスチャンスの拡大や特色あるまちづくりを進め、地域の個性化・活性化につなげようとする新しい制度「構造改革特区」が設けられました。

この制度を活用することにより、新しい取り組みに挑戦する住民や民間事業者の意欲を喚起し、地域の活性化を図ることが期待できます。

## 本県の構造改革特別区域計画の認定

先月、本県が申請していた4つの特区計画が認定され、小泉首相から西川知事に認定書が授与されました。

現在、それぞれの特区計画に基づく取り組みが着々と進められています。



本県の特区の認定書授与式  
(平成16年3月24日、首相官邸)

## 認定を受けた特区計画

(平成16年3月24日認定)

### ● 福井型エコ・グリーンツーリズム推進特区 ●

#### 【概要】

海・山・里の自然を活かし、福井で都会の人が“スローライフ”をエンジョイする「福井型エコ・グリーンツーリズム」を推進するため、農家民宿の開業と市民農園の開設を促進します。

★農家民宿の開業を促進するため、ホテルや旅館で設置を義務付けられている誘導灯や火災報知設備などを設置しなくても農家民宿を運営できるよう、消防設備の設置要件を緩和しました。

★市民農園については、これまで市町村とJAだけが開設することを認められていましたが、個人や法人でも開設できるようになりました。

【区域】 今立町、上中町



福井型エコ・グリーンツーリズムを推進します

## ● ふくい福祉サービス充実特区 ●

### 【概要】

在宅の障害児および知的障害者が、介護保険施設や身体障害者施設が行うデイサービスを受けられるようにするため、障害種別や年齢により制限されている施設利用要件、施設設置基準要件を緩和しました。

### 【区域】

福井市、敦賀市、大野市、鯖江市、あわら市、美山町



## ● ふくい幼稚園入園年齢緩和特区 ●

### 【概要】

少子化のため幼児が家庭で社会性を身に付けることが難しくなったこと、また、女性の社会進出により早期から幼児教育を受けさせたいというニーズが増えていることから、これまで満3歳の誕生日を迎えるまで入園できなかった私立幼稚園の入園年齢を、満3歳になる年度の当初から入園できるよう引き下げました。

### 【区域】

福井市、敦賀市、武生市、大野市



## ● ふくい美観風致維持特区 ●

### 【概要】

090金融などのほり札や放置されたのぼり旗など違反広告物のうち、除去できるのは、紙類に限定されていましたが、新たにプラスチック板、旗が対象になりました。また、違反広告物を除去するには、約1カ月の経過期間が必要でしたが、直ちに除去できるようになりました。

これにより、良好なまちなみや住宅環境を守ることができるようになります。

### 【区域】

福井市、敦賀市、武生市、大野市、鯖江市の住居専用地域等



住宅街の違反広告物を直ちに除去できます

「構造改革特区」は、地方発のアイデアで地域を活性化していこうという制度です。県は、新たな取り組みに挑戦する住民の皆さんと一体となって、地域の活性化を目指していきます。新たなアイデアをどしどしご提案ください。

詳しい内容は、県のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

(URL <http://info.pref.fukui.jp/seiki/tokkukeikaku.html>)

この記事に関するお問い合わせは、政策推進課 電0776(20)0237 までどうぞ。

